

営業所専任技術者の工事現場への配置について

東京都交通局が発注する工事で、営業所における専任の技術者（以下「営業所専任技術者」という。）の工事現場への配置につきましては、当面の間、以下のとおり実施します。

1 実施要件

営業所専任技術者を工事現場へ配置できる要件は、次の(1)から(5)までとする。

- (1) 当該技術者が所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること
- (2) 建設業法第 26 条第 3 項に規定される主任技術者等の専任配置が必要な工事でないこと
- (3) 当該営業所において契約締結される工事であること
- (4) 工事現場の職務に従事しながら実質的に営業所の職務にも従事しうる程度に工事現場と営業所が近接していること。なお、「近接している」とは、営業所と工事現場の間隔が直線距離で 10km 以内の範囲にある場合をいう（ただし、発注工事が高度な技術を要するものや施工上相当の困難を伴うもの等、発注者が適正な施工が困難であると判断する場合を除く）。 ※島しょ部は同一島内
- (5) 当該営業所との間で常時連絡をとりうる体制にあること

2 申請等の手続

営業所専任技術者の配置を希望する者は、工事希望票等受付時に「営業所専任技術者の配置を予定している場合の確認事項（様式1）」を契約部署に提出する。

なお、発注工事が高度な技術を要するものや施工上相当の困難を伴うもの等、発注者が適正な施工が困難であると判断する場合、発注予定表において、配置予定技術者は営業所専任技術者でないこととする旨、あらかじめ明示する。

3 適用時期

令和6年7月1日以降に公表する工事から適用する。

【問合せ先】 1について 交通局建設工務部計画改良課技術管理担当 直通（03）5320-6236
2について 交通局資産運用部契約課契約調整担当 直通（03）5320-6062